

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和2年3月2日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、都立清瀬高等学校長（以下「校長」という。）が消費者教育教材用のDVD1枚を購入した際、発送費として1,500円を支出したことは、郵便に付した場合の費用（400円～500円程度）と比較して高額であり差額分が無駄使いであるとして、校長に対し発送費の返還を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の是正措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人が問題としている財務会計上の行為は、校長が行った教材用DVDの購入契約（以下「本件契約」という。）の締結及び履行であると認められる。

本件契約は、その代金内訳が商品代金3,000円、「発送費」1,500円、消費

税450円、代金総額が4,950円であって、その外形的事実から東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）による随意契約として適法かつ有効に締結されていることは明らかで、私法上も無効となる特段の事情も認められないから、購入者である校長が発送費を含む代金支払いの義務を有することも明らかであり、発送費だけの返還を求める法的根拠は認められない。

住民監査請求における財務会計上の行為の違法・不当とは、財務会計上の規範に照らして、客観的に当該行為に規範に違反する又は不適切な点があることをいうが、本件請求において請求人は、1,500円の発送費が郵便と比較して高額であると主張しているものの、本件契約の締結及び履行について財務会計上の法規・規範に照らして違背がある、又は裁量の範囲を超えている、あるいは不適切である、というような財務会計法規上の違法性又は不当性を客観的に摘示しているとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。